

第1章

計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

名古屋市では各区の保健センターと名古屋市動物愛護センター（以下「愛護センター」という。）を中心に、公益社団法人名古屋市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、名古屋市保健環境委員会、関係事業者団体、動物愛護団体や市民の皆様との連携のもと、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）や名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「本市動物愛護条例」という。）、平成 20 年 3 月に策定された愛知県動物愛護管理推進計画などに基づき、動物愛護や適正な飼養・管理に関する様々な取り組みを行ってきました。その結果、近年、犬猫の殺処分頭数と収容頭数が大きく減少しています。

しかし、犬猫に迷惑を感じている市民の割合は市民全体の 3 割を超え、また自活不能猫の収容頭数は依然として多く、加えて超高齢社会の進展を背景に、飼主の病気療養や施設への入所といった理由による引取り依頼が多くあります。さらに、多数の犬猫を飼育継続することが困難となる、いわゆる「多頭飼育崩壊」に関する相談件数や愛護センターでの引取り事例が増加しており、これらへの対応が新たな課題となっています。

こうしたことから本市は、行政、関係団体、事業者、そして市民が互いに協力し、愛護センターの犬猫の収容頭数を減らしつつ、譲渡頭数を増やす取り組みの推進と、動物の愛護と適正な飼養についての関心や理解をいっそう深める活動を行うことなどにより、犬猫の殺処分ゼロを目指し 1 頭でも多くの犬猫の命を救うとともに、犬猫による迷惑をこれまで以上に減らし、もって人とペットの共生するまち・なごやを実現するため、「名古屋市人とペットの共生推進プラン」を策定することとしました。

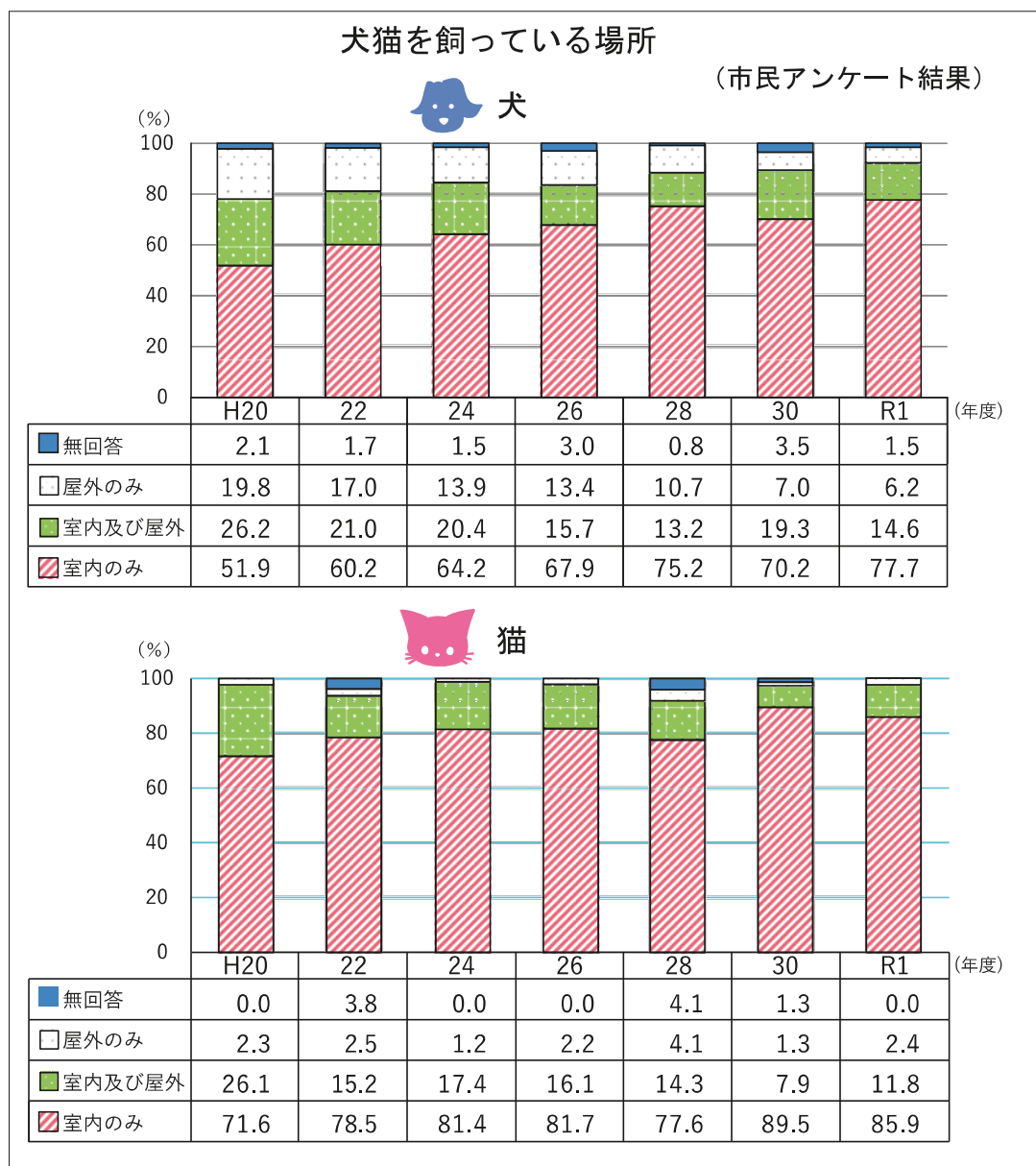
※ 本計画におけるペットとは、人との関わりのある動物をいい、純粋な野生状態の下にある動物は含みません。

2 本市の現状

本章に掲載された統計データについて、令和元年度から令和5年度までの数値は「資料編3 計画見直しの経過（3）統計資料」に掲載しています。

本市では、犬猫を中心に多くのペットが飼われています。本プランの策定にあたって令和元年度に行った市民アンケートにおける犬猫を飼っていると回答した市民の割合から、犬猫併せて合計20万世帯以上の家庭で犬猫が飼われていると推測されます。

また犬猫を室内で飼う割合は増加する傾向にあり、犬はトイ・プードルやチワワなど、日本の住環境でも飼育しやすい室内飼育向けの小型犬の人気の引き続き高い傾向があります。

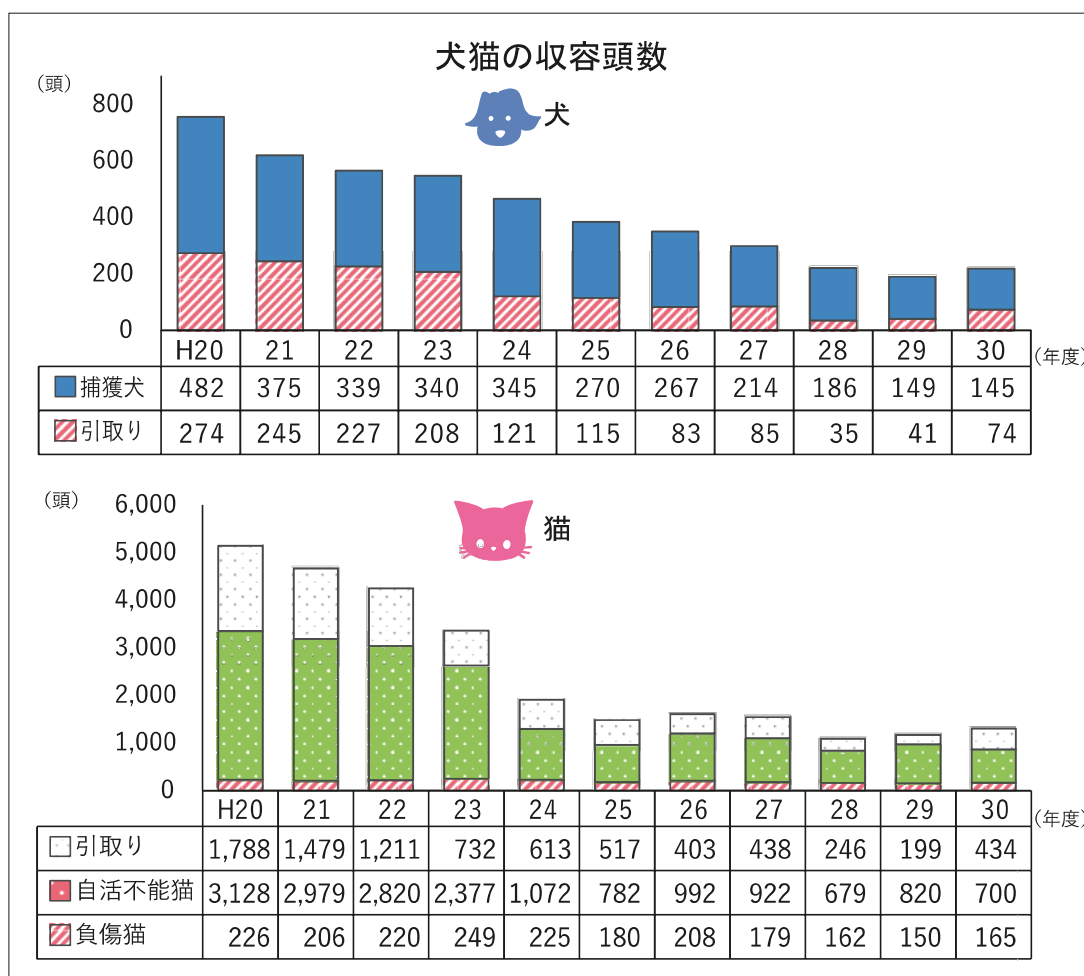


一方、犬猫ともに収容頭数は減少傾向であるものの、何らかの理由からペットを家庭で飼えなくなり、愛護センターへ引取りを求める市民も絶えません。また、路上で死亡した猫の頭数は年間6,000頭以上で、多くののら猫が生息しており、自活不能猫の収容原因になっていると推測されます。このため、猫の収容頭数は犬と比較し非常に多く、年間1,000頭を超えています。

さらに、多数の犬猫を飼育継続することが困難となる、いわゆる「多頭飼育崩壊」に関する相談件数や愛護センターでの引取り事例が増加しており、近年はその状況が顕著で、飼主の住んでいた住宅の退去処分も関係する事案など、動物愛護の担当部署だけでは対処しきれないケースも発生しています。このような事例では、成犬・成猫の引取り頭数が多くなる傾向があり、平成30年度には成猫から飼う利点をアピールした、成猫に限った譲渡会を新たに開催しました。

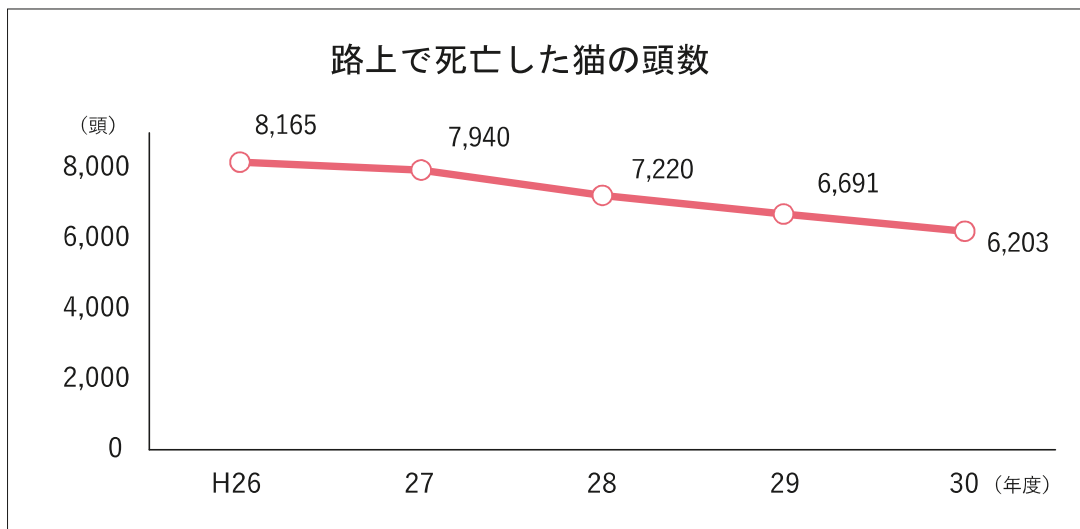


おとなの猫の譲渡会
ポスター



犬猫の引取り理由

	 犬 (頭)			 猫 (頭)		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
飼主が病気・死亡など	15	27	21	34	22	60
引越	11	7	6	21	8	33
飼育管理することができない	1	1	4	8	0	0
迷惑をかける	2	0	1	7	9	0
家族が病気・アレルギー	1	0	0	0	0	13
攻撃的な性格	3	2	2	2	0	0
飼育費用負担ができない	1	4	0	0	0	0
計画外の繁殖	0	0	39	156	142	303
その他	1	0	1	18	18	25
合計	35	41	74	246	199	434

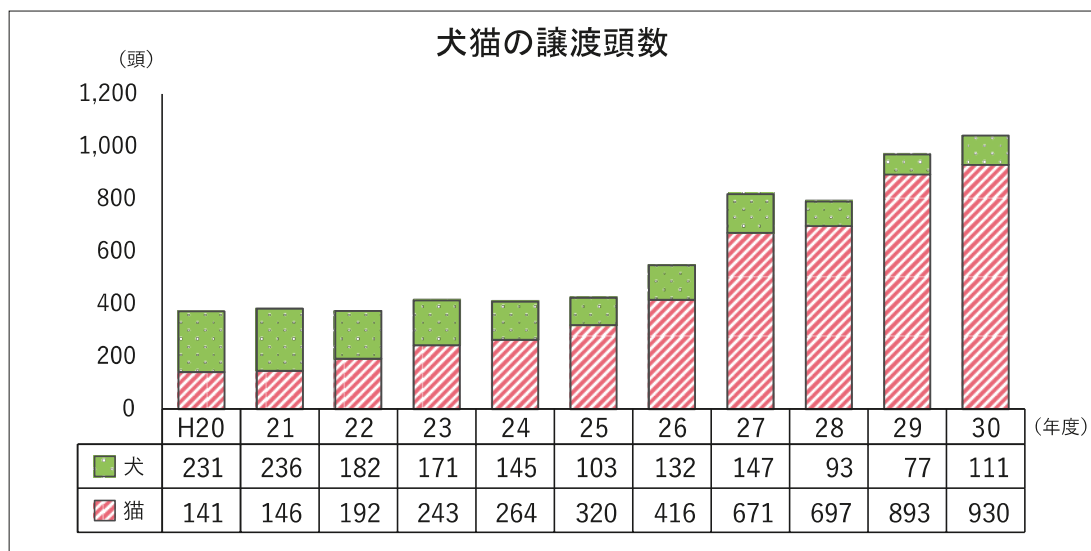


多頭飼育崩壊による引取り数

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
 犬	件数	0	0	1
	頭数	0	0	35
 猫	件数	3	1	10
	頭数	39	19	207

愛護センターに収容した犬猫は、動物愛護法に基づき、多くのボランティアの皆様のご協力のもと、愛護センター愛護館を中心に新たな飼主への譲渡を行っています。

譲渡頭数を増やすための取り組みとして、広報なごや、ウェブサイト、SNS等を積極的に活用し周知に努めているほか、平成 22 年度には愛護センターから犬猫を譲り受け新しい飼主に譲渡する「譲渡ボランティア」の募集を開始、また平成 29 年度には、譲渡ボランティアのもとで飼育されている犬猫の飼主を募集するための譲渡会を開始しました。さらに、平成 30 年度には「ネコのバス」(※)を活用した譲渡会、令和元年度にはトレーラーハウスによる身近な場所での譲渡会を開始するなど、様々な取り組みを行ってきた結果、譲渡頭数は大きく増加しています。



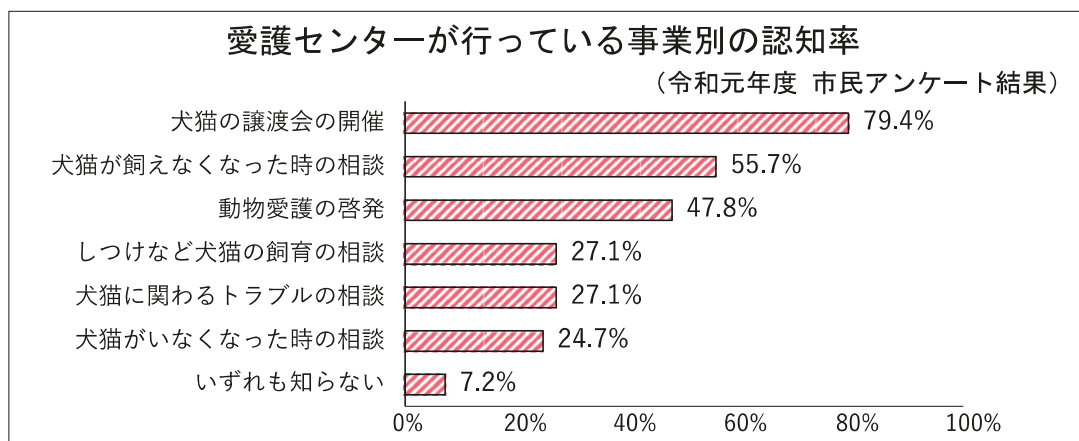
ネコのバスを活用した譲渡会



身近な場所での譲渡会

※「ネコのバス」とは、ネスレ日本株式会社 ネスレ ピュリナ ペットケアと株式会社ネコリパブリックが共同運営する、保護された猫と新たな飼主との出会いの場を提供するためのバスです。

また、愛護センターでは、犬猫の譲渡会、動物愛護や適正飼養に関する飼主からの相談受付や教室事業などを行っています。愛護センターを知っている市民は約 70%でした。事業別では譲渡会の認知率は約 80%と高い一方、しつけなど犬猫の飼育や、いなくなった時の相談先としての認知率は 20%台にとどまっています。



人とペットの共生という視点からは、動物愛護への関心と理解をいっそう深め、動物の命を尊重する気運を醸成することが不可欠であり、その取り組みとして、愛護センターが小学校等を訪問し、子ども達に命の大切さを伝える「いのちの教室」などの事業を実施しています。

いのちの教室の実施実績

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
小学校	5	319	7	525	4	362
トワイライト スクール	16	450	16	501	13	389



いのちの教室

本市には依然として飼主のマナーが悪いことや、飼犬やのら猫のフン尿等に起因する多くの苦情が寄せられています。犬の放し飼いを行う飼主への指導や地域における犬の飼主のマナーアップキャンペーン、「イエローチョーク作戦（※）」など、犬猫による危害や迷惑を防止し、ペットに関わるすべての市民が快適にらせるまちづくりに向けた取り組みを進めています。しかし、犬猫に迷惑を感じている市民の割合は、従来 40%台であったものが平成 25 年度に 36%まで徐々に減少し、28 年度には 30%を切ったものの再び増加に転じ、30%台から減少しない状況が続いています。

※ 放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み日時を書くことによって、放置した飼主に、困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法。

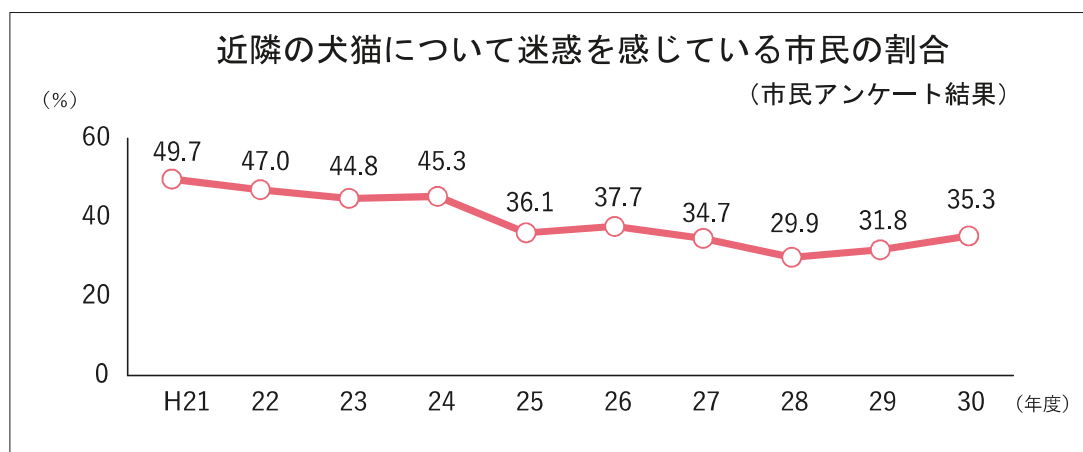
犬猫に関わる苦情件数



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
フン・毛の始末、臭い	628	643	644
鳴き声等	286	273	304
放し飼い等	188	169	175
合計	1,102	1,085	1,123



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
フン・尿、臭い	1,164	1,095	1,205
鳴き声等	400	332	414
器物の破損等	10	4	30
合計	1,574	1,431	1,649



殺処分ゼロを目指した取り組みを充実させるため、平成 28 年度から犬の殺処分ゼロを目指したふるさと寄附金（納税）の募集を開始しました。平成 29 年度からは対象を猫にも拡大し、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」として、平成 30 年度には全国から 1,183 件、3,400 万円余の寄附をお寄せいただきました。

こうした寄附金を犬猫の譲渡ボランティアへのペットシート、ミルク等の支援や、愛護センターで犬猫に治療、訓練等を行いながら長期収容するための費用等に活用することにより、犬については、収容頭数が年々減少傾向であることもあり、殺処分ゼロを平成 28 年度に達成し継続しています。

寄附金の実績と、寄附金を活用した譲渡ボランティアへの支援

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
名 称	犬殺処分ゼロ サポート寄附金	目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金	
実 績	407 件	1,122 件	1,183 件
	約 1,100 万円	約 2,600 万円	約 3,400 万円
主 な 支 援 内 容	犬の譲渡ボランティアへの物資（ペットシート、リード、首輪）を支援	左記を継続 猫の譲渡ボランティアへの物資（ミルク）を支援 乳のみ猫へのワクチン接種	左記を継続

このような中、令和元年 6 月に動物愛護法が改正され、動物取扱業のさらなる適正化と、動物虐待に対する罰則の引上げ等、動物の適切な取り扱いに向けた対応の強化が行われました。また、本市では愛護センターを飼主がいない犬猫を殺処分する施設から、新たな飼主を見つけるなどによりその天寿を全うするよう橋渡しを行う、文字どおりの愛護センターとなるようにとの強い思いを込めて、令和元年度に愛護センターに設置されている殺処分機を撤去することとしました。

3 計画の目的

動物愛護法の目的について規定する同法第1条では、①動物の愛護に関する事項を定め、国民の間に動物を愛護する気運を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、②動物の管理に関する事項を定め、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することによって、人と動物の共生する社会の実現を図ることとされています。

また、本市が愛護センター設立30周年記念行事（平成27年度）に際し行った「動物愛護センター動物愛護宣言」では、

- ① 人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。
- ② 収容した犬猫等の1頭ごとの命をみつめ、殺処分を1頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。
- ③ 動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適正飼養の普及啓発に努めます。

と宣言しています。

本プランの策定にあたり本市は、法の目的である人と動物の共生する社会の実現を図るため、動物愛護宣言からさらに取り組みを前進させます。計画の目的を、主に犬猫等のペットに関わるすべての市民がそれぞれ自覚を持ち、犬猫を適正に飼養、管理することで人への迷惑の発生を防止するとともに、生命尊重の観点から殺処分を限りなく減らしつつ、市民の間に動物の命を尊重する気運を醸成することで、人とペットが共に生き暮らす社会を目指すこととし、次のとおり定めます。

計画の 目的

人とペットの共生するまち・なごや

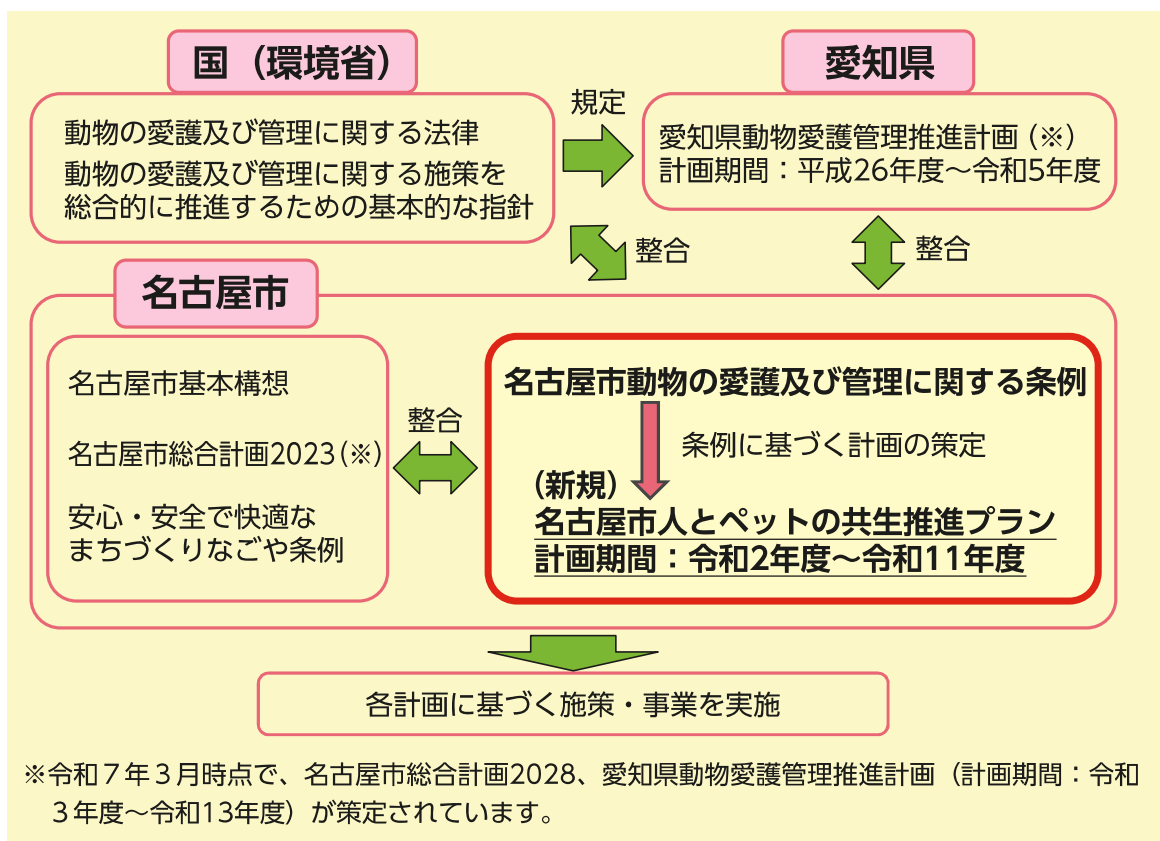
- 動物の命を尊重する気運が醸成されている
- 犬猫等のペットによる危害・迷惑が少ない
- 犬猫の殺処分ゼロが達成・維持されている

4 計画の位置づけ

平成 18 年 6 月に動物愛護法の一部が改正され、環境省が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるところとなり、都道府県に動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を策定することなどが義務付けられました。これを受け、平成 20 年 3 月に愛知県では「愛知県動物愛護管理推進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、平成 26 年 3 月に一部改訂され、現在に至っています。

しかしながら、県計画では、その対象範囲が山間部を含む県下全域であり、例えば対象動物に牛や馬などが含まれるなど政令指定都市である本市と実態が合わない部分があること、目標値や実績が県下全域のものであるため、その中で本市がどの位置にあり、どこを目指すべきなのかが不明確であることなどの課題がありました。

このため、本プランは、動物愛護法及びその基本指針に即しつつ、県計画の内容のうち本市としてより明確にすべき課題とその解決策を定めるとともに、名古屋市基本構想のもとに策定された名古屋市総合計画 2023 の都市像の実現に向けた施策・事業の方針に沿ったものとして策定します。また、その他の関連計画とも整合性を図るものとします。



5 計画の期間

計画期間は令和2年4月から令和12年3月までの10年間とし、5年後を目途に見直しを行うものとします。ただし、動物愛護法、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針又は県計画が見直された際には、所要の改定を行う場合があります。

